

平成26年度

農地中間管理事業実施状況についての意見について

(H27事業評価にあたっての前年度意見に対してのH27取組状況追加)

平成28年 6月 8日(水)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成26年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について

(H27 事業評価にあたっての前年度意見に対しての H27 取組状況追加)

平成27年 6月29日

平成28年 6月 8日 (H27 取組追加)

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

(1)宮城県

宮城県は、「農地集積アクションプラン」を独自に作成し、関係機関等を構成員とする推進会議を開催して連携の強化を図ると共に、市町村との意見交換や協力要請も行っており、そこに今回の農地中間管理事業を活用して農地の再活用・流動化を進めていく揺るぎない姿勢を感じ、評価できる。農業振興の課題には、農地集積のほか担い手の育成や新規就農の促進、等々があるため、農地流動化が最優先課題であるとは一概には言えないが、農地流動化を進める上での農地中間管理事業の位置づけは最重要であると考えられる。

ただし、「農地集積アクションプラン」では集積率9割を目標に設定しているが、その達成に当たっては、①今後市町村との協議や調整に充分努めると共に、関係者の意識醸成を図る必要もある。また、数値目標も大切であるが、実質的に農地が担い手に集積していくことが何よりも大切である。このため②農地集積の成功事例を積み重ねていくことが重要である。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 市町村や J A、農業委員会等の関係機関との協議・調整について、県は、県内全域の関係機関を対象とした会議を3回開催したほか、各圏域においても、事あるごとに関係機関を対象とした会議を開催し、現場での課題・意見の把握や事業推進に向けた各種調整に努めました。

平成28年度も定期的に関係機関との会議を開催するなど、関係機関との協議、調整に努めていきます。

また、関係者の意識醸成については、各地方振興事務所が市町村や J A、農業委員会等に出向いて幹部と意見交換を行うなど、関係機関における事業活用の意識醸成に努めました。

平成28年度も引き続き関係機関との意見交換を行うとともに、市町村等を巡回訪問して事業協力の要請を行うなど、一層の意識醸成に努めていきます。

- ② 平成27年度末に各圏域における取組事例をとりまとめました。これらの県内の事例を、全国の優良事例と併せて広く周知し、事業活用の横展開を図っていきます。

(2)宮城県農地中間管理機構（公社）

宮城県農地中間管理機構としては、基本的に将来の地域農業をデザインしていく気概が感じられることから、評価できる。また、市町村への説明や協力要請を精力的に行っていることや、関係団体や企業等に対しても積極的に働き掛けを行っていること等も評価できる。

ただし、本機構で実施しなければならない業務を除く①大半の業務を外部に委託しており、貸し手と借り手の掘り起こしには依然として課題があると考えられる。特に、貸し手と借り手のマッチングが成立していない農地について機構は借受けしない方針であることから、借り手を探す更なる努力が必要になると思われる。

また、農地中間管理事業は新しい手法であることから、県内の農家によく理解してもらうためには、②機構が積極的に現地へ出向き、農家に詳しく丁寧に説明する必要がある。また、本事業を円滑に推進していくためには、地域の農家から信頼を得ることも重要であると思われることから、③地域とのつながりを大事にしていく必要があると思われる。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 機構の業務委託については、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に合致しており、また、地元の農地利用状況に精通している市町村やJAに、貸し手と借り手の掘り起こしの業務を業務委託することは適当であると考えます。

更なる実績確保に向け、借り手、貸し手の掘り起こし等現地に密着した取組を行うため、地域コーディネーター（以下「地域CD」と言う。）を平成27年度に新たに設置しました。

平成28年度は、担い手農業者との連携協定締結や地域CDの増員による現場により密着した取組に努め、借り手の意見を踏まえつつ地域外や農業外からの参入についても検討していきたいと考えています。

- ② 機構では積極的に集落座談会等に参加し、事業の内容等について丁寧な説明・対応に努めてきました。引き続き、丁寧な説明に努めます。
- ③ 地域とのつながりを確保する上で、業務委託先である市町村やJAが果たす役割は大きいため、機構では、市町村等が業務を受託し易いよう、受託上の課題や意見に適切に対応するよう努めました。

(3) その他

他県の取組から、農地中間管理事業の推進には地域コーディネーターの存在が有用であると見えてきたことから、本県においても積極的に地域コーディネーターを配置し、活用しようとしている点は評価できる。ただし、地域コーディネーターを配置していればよいということではなく、地域コーディネーターに十分に活動してもらうことが大事なので、①今後早急に地域コーディネーターの待遇についてよく検討する必要がある。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 地域CDは、機構の現地駐在員として地域における事業推進の役割を担うものであり、県の地方推進本部と一体となって活動することで一層、設置効果を発揮できるものと考えています。このため、平成27年6月、地域CDが積極的に事業推進にあたるよう、地域CDの活動内容の情報共有や活動経費の取扱いなど、県地方推進本部との関わり方の基本的な考え方を整理し、機構及び県の地方推進本部で共有しました。

2 推進体制

(1)宮城県

宮城県推進本部を設置し、関係機関や関係団体との連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、連携・協力体制を構築し取組を推進している点は評価できる。

ただし、他圏域の情報や質問事項・意見等をどのように共有していくのか、要望事項等に対してどのように改善を図っていくのか等々の課題も残されている。このため、①現場活動の実態を把握して、本事業を積極的に推進していけるよう体制の一層の改善が必要と思われる。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 農業振興課では、地方推進本部と市町村における、農地中間管理事業推進上の主な取組状況（周知活動、会議等）や人・農地プランの話し合い等の開催・支援状況、重点実施区域及びモデル地区の活動状況や予定、課題・所見などについて、毎月、地方振興事務所から報告をもらい、現場活動の実態の把握に努めてきました。

これらの現場活動の状況や課題等は、各圏域が参加する全体会議で情報共有するとともに、事業推進の検討等に活用しているところです。

(2)宮城県農地中間管理機構（公社）

事業開始年度の早急な制度設計のもとで、機構の体制を整備すると共に、業務委託を進め、関係者に対する事業の理解醸成を図ってきたことは評価できる。また、上記の地域コーディネーターの配置についても、平成27年度事業に取り入れている点は評価できる。

なお、事業を円滑に推進し、農地集積をさらに加速させていくためには、①人員体制の充実と農地中間管理事業の一層の周知徹底が必要と思われる。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 機構の人員体制の充実について、機構は、平成27年度に本部担当職員（兼任を含む）を6名増員するとともに、新たに地域CD7名を配置し、事業実施体制を強化しました。

平成28年度は更に地域CDを5名増員し、体制強化を図っています。（全体では14名を配置する予定であり、今後、残り2名の増員を予定）

また、事業の周知徹底について、平成27年7月と11月に「県政だより」（全戸配付）の1ページに事業概要等の記事を掲載し、県民に広く周知するとともに、幅広い普及啓発活動に利用するため、事業概要パンフレットを作成し、関係機関（市町村、JA等）に配布しました。さらに、集落座談会等、現場での活用を想定し、実際の取組事例や協力金の活用状況などを取り上げたチラシを定期的（農地集積バンク通信：5月から。隔月発行）に発行した他、ラジオCMや市町村等の広報誌等の活用など、事業の周知に努めました。

(3)その他

個々の農業経営者による農地集積の取組を別にすれば、農地の流動化や担い手への面的集積は、農地集積円滑化事業などに見られる様に、これまで（各地域の事情を反映して）市町村や農協が主体的に進めてきた。農地中間管理事業においても、現場での事業推進主体は、従前通り、市町村や農協が担わざるを得ないと思われる。このため機構が果たすべき役割には、単に業務を委託するだけでなく、市町村や農協が活動しやすい環境を整備することも含まれると考えられることから、①例えば現場での人員不足や予算不足など現行制度で充分対応できない点があれば、その課題の解決に向けて国や県に必要な措置を要請することも必要である。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 県では、平成27年度、宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金として、機構に対して、市町村やJAなどの業務受託予定者が必要とする予算を措置しました。

現場の人員不足や予算不足などの状況が生じていけば、随時、機構と協議し、適切に対応していきます。

3 推進方法

(1)宮城県

「人・農地プラン」の作成地域数を把握するだけでは、地域の実情を把握できているとは言い難い。また、農地中間管理制度そのものへの理解が十分に浸透していない面もあるようなので、特に①「出し手」農家に対する周知徹底と理解醸成が必要である。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 「出し手」農家に対する周知徹底と理解醸成について、平成27年7月、人・農地プランの作成主体である市町村に対し、プランの見直し等の際に、リタイアする場合等には機構に農地を貸し付ける旨の地域合意を目指すことなどについて文書で要請し、さらに、10月、市町村等が出席した会議の場でも重ねて要請しました。

また、平成27年11月に配付した「県政だより」では、「出し手」農家をターゲットに、農地集積の意義等を解説した記事を掲載し、周知と理解醸成に努めました。

(2)宮城県農地中間管理機構（公社）

全体的に、PDCA サイクルに基づき平成27年度事業に改善方策が盛り込まれている点は評価できる。

その一方で、受け手側の意向確認等は実施しているものの、出し手側のニーズ把握は充分であるとは言い難いようなので、①今後なお一層出し手側のニーズ把握に努力すると共に、各地域の実情を踏まえた木目細かい計画を策定していただきたい。そのためにも、各市町村や各地域の状況を踏まえ、現場での調整役としての質の高いコーディネーターの配置が強く望まれる。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 平成27年度は事業が本格化した1年目であったこともあり、出し手側のニーズ把握と地域の実情を踏まえた事業推進計画の策定までは実施できませんでした。

出し手側のニーズ把握と実情に応じた推進計画の策定は、事業推進上、重要であることから平成28年度には、外部専門機関等に業務委託も含めて現状分析と対策につき実施していく予定です。

(3)その他

①今後は中山間地域の受け手対策が大きな課題になると考えられるので、長期にわたる推進対策の構築が必要になる。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 平成 26 年度に事業が始まり、まずは農地集積の実績があがる平場を中心に進めていくという考えのもと事業を推進してきたこともあり、中山間地域における受け手対策の検討ができませんでした。

平成 28 年度、国や県で中山間地域を対象とした新規事業が創設されており、当該事業では機構事業の活用が 1 つの要件となっているなど、中山間地域での農地中間管理事業の推進にも資するものであることから、これらの事業活用を推進していきます。

4 事業実績

(1) 機構借入関係

初年度とは言え、多くの借受希望（受け手）と少ない貸出希望（出し手）のミスマッチを見せつけられた。この問題を解決するためには、県や市町村、農協等の地域団体、機構の一層の努力も必要であるが、なによりも貸出側（出し手農家）の意識改革と信頼感の醸成がもっとも大事と思われる。①このため評価も、短期的な実績だけでなく、長期の実績に基づく判断が必要と思われる。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 初年度の機構の転貸実績は 450ha でしたが、2 年目の転貸実績は 2,905ha と、前年度の 6.5 倍超となり、事業が着実に浸透していると認識しています。

今後は、事業のより一層の浸透に加え、農業者の高齢化の進展等も相まって、毎年、一定程度の事業活用が見込まれることから、長期的な実績の推移を考慮した分析や戦略が必要と考えています。

(2) 機構貸付関係

機構借入 882ha に対して貸付面積は 450ha となっている。これは集積計画と配分計画の認可にタイムラグがあることがその理由と考えられる。①このため配分計画の認可が翌年度にまたがる場合は、前年度実績として評価できる様に修正する必要があるのではないかと。

【意見に対する H27 の取組】

- ① 国では、権利の発生日で実績の年度を区分して評価をしています。これは全国统一した取扱いでもあり、やむを得ないものと考えています。

(3)機構管理（実績無し）関係

機構管理の実績がないことは、貸し手と受け手がマッチングされた農地のみ機構で借り受けることとしているためであり、①本来であれば、マッチングされていない農地であっても地域に十分な担い手がいる場合は機構で借り受けるべきではないか。

【意見に対する H27 の取組】

① 機構は、農地貸付希望者からの申出により「貸付希望者リスト」を作成し、地域の受け手の状況等を考慮した上で、マッチングできるものについて正式な事務手続きを進めることとしています。貸付希望者リストを作成することで、潜在的な貸付希望者は把握できていることから、事業推進上、特に支障はないと考えています。

(4)構条件整備（実績無し）関係

コメントは特になし。

(5)貸付希望者リスト掲載関係

目標面積の8割が申し込まれており、達成度は良と思われる。

(6)借受希望者リスト掲載関係

認定農業者数の46%が受け手として申し込んでおり、達成度はやや良と思われる。

なお、H27 第 2 回 (H27.12、25) 及び H27 第 3 回 (H28、3、24) の評価委員会においては、取組状況・H28 計画等の説明に対する質問を頂きその場で回答をいたしました。

「意見・改善策等の提案」はありませんでした。